

原子力軍艦放射能調査指針大綱

リスト

1968.1.11 (No. 409)

資

昭和四三年九月五日

科学技術庁原子力局

一 基本方針

政府は、原子力軍艦（以下「軍艦」という）寄港地周辺住民の安全を確保するため、必要な措置をとらなければならないが、軍艦のもつ特殊な性格にかんがみ、特別な放射能調査その他の措置をとることとし、ここにその手続の基本を定めることとする。

政府は、軍艦寄港地の市当局の協力をえて、軍艦の寄港する港湾における放射能水準を観測し、平常と異なる値（以下「異常値」という）が観測された場合に、その状況を把握して、必要な措置をとるとともに、その結果を一般に公表するものとする。

この際、その測定結果に対する無用な不安感をもたせないための注意も十分に払わなければならない。

これらの調査は、関係機関がそれぞれの分担において、責任をもって行ない、これらのとりまとめは、科学技術庁が行なうものとする。

二 調査体制

(1) 調査の目的と種類

(2) 調査班の編成

調査をその目的および時期により、つきのとおり分類する。ただし、モニタリングポストおよびモニタリングポイント

では、軍艦の寄港の有無にかかわらず、常時連続測定を行なう。

(1) 定期調査

海水、海底土および海産生物に含まれる放射能の長期的変化を調べるため、四半期ごとに試料を採取し、分析を行なう。

(2) 非寄港時調査

軍艦寄港時（軍艦の入港の一四時間前から出港までの期間をいう。）の放射能調査に対処するため、寄港時調査に準じた方法により、寄港時以外における放射能を調査する。

(3) 寄港時調査

軍艦寄港時に、周辺の放射能水準を観測して、軍艦からの放射性物質の排出を監視し、異常値が発生した場合には、その原因を追求するとともに、放射能の水準、空間的拡がり、持続状況等を把握して、周辺住民の安全確保のために必要な調査を行なうことができるようにするた

め、主要な機器の操作を中心とした研修を行なう。

寄港時調査については、軍艦の寄港通知があり次第、可及的速かに、非寄港時調査の機会などを利用して、各種の状況を想定した放射能調査の模擬演習を行なう。

① 科学技術庁から派遣する者
② 当該港湾所在の海上保安部の担当者
③ 当該港湾市の市当局の担当者をもって現地に調査班を編成し、調査にあたる。

調査班長は、科学技術庁長官が指名する者があたる。

調査班長は、調査を統轄し、とりまとめの任にあたる。また、必要に応じて、班長代理を指名する。

非寄港時においても、必要に応じ、上記に準じて調査を行なう。

(3) 担当機関と主要機器

調査担当機関、使用機器、調査事項および調査時期は、次表（次頁）のとおり

とし、調査結果のとりまとめは、科学技術庁が行なうものとする。

(4) 測定機器の保全

測定機器、モニタリングポートなどを常時完全な状態に保つため、分解修理および定期点検を行なう。これらの点検は、必要に応じて、機器製作者等に委託して行なうが、このほか調査担当者による日常の点検も励行する。

(5) 研修と演習

調査担当者が、あらゆる場合に完全な調査を行なうことができるようするた

め、放射能調査について助言を受けるために、科学技術庁はあらかじめ各分野の専門家を委嘱しておき、必要に応じて、等について協力を受ける。

なお、必要に応じて専門家を現地に派遣する。

⑥ 専門家の協力

放射能調査について助言を受けるために、科学技術庁はあらかじめ各分野の専門家を委嘱しておき、必要に応じて、(1) 調査指針の作成と改善
(2) 測定結果の解析および評価
(3) 異常値が測定された際の原因究明等について協力を受ける。

なお、必要に応じて専門家を現地に派遣する。

① 定期調査

試料採取は原則として四半期ごとに一回、非寄港時に、モニタリングポートにより異常のないことを確認したうえで、海上保安庁、水産庁および(財)日本分析化学研究所が共同して行なう。また分析その他の測定については、関係機関で採取試料を分割のうえ行なう。

② 非寄港時調査

① モニタリングポスト（当該港湾市当局があたる）原則として一日一回巡回して、観測および点検を行なう。この際、前回の巡回以降における異常値の発生の有無、作動の状況などを確認する。

② モニタリングポイント（当該港湾

担当機関	機器	調査事項	調査時期					
			非寄港時	常時	寄港時	非寄港時	常時	寄港時
科学技術庁 (当該港湾市に委託)	モニタリングポスト (横須賀 4)	空間および海水中の放射能の測定調査	常時 (1日1回、巡回)	常時 (1日3時間おき1回巡回)	海水の採取	海水の採取	海水の採取	海水の採取
波高分析器 (佐世保 1)	モニタリングポイント (佐世保 10)	空間の放射能集積線量の測定	常時 (毎月1回、巡回交換)	常時 (毎月1回、巡回交換)	—	—	—	—
海上保安庁	G.M.カウンター	海水の γ 線エネルギー分析	—	—	海水の γ 線エネルギー分析	1. 海水の γ 線エネルギー分析 2. 異常海水等を関係担当機関へ送付	—	—
海上保安庁 海上保安庁水路部 (水産庁および財務省の協力を含む。)	GMカウンター	空間および海水中の放射能の移動連続測定	原則として毎月少なくとも1回以上	原則として毎日1回以上	海水の採取および当該港湾市への送付	海水の採取および当該港湾市への送付	海水の採取および当該港湾市への送付	海水の採取および当該港湾市への送付
水産庁	東海区水産研究所 (海上保安庁および財務省の協力を含む。)	海水および海底土の採取と採取能力測定	定期 (四半期ごと)	—	—	—	—	—
厚生省 国立公衆衛生院	波高分析器	海産生物の採取と採取海産生物の全 β 放射能測定	定期 (四半期ごと)	—	試料採取への協力	試料採取への協力	試料採取への協力	試料採取への協力
科学技術庁 (財)日本分析化学会 (研究所に委託)	採取海水、海底土および海産生物の γ 線エネルギー分析	定期 (四半期ごと)	—	—	—	—	—	—
	採取海水、海底土および海産生物の化学分析および機器分析	定期 (四半期ごと)	—	—	—	—	—	—

{①送付海水の化学分析
②採泥および分析
③異常時の採取した試料の化学分析および機器分析

1968.11.1 (No. 409)

リスト

市当局があたる)

月に一回巡回する。フィルムバッジおよびガラス線量計を交換して、所定の期間使用済みのものを持ち帰り、集積線量を測定する。

(3) モニタリングボート(当該港湾海上保安部があたる)

原則として毎月少なくとも一回以上所定のコースにより連続して放射能の水準を測定するが、異常値を観測した場合は、その状況を把握するためにコースを変更する。なお、ボートには、異常値が観測された場合に備えて、採水器具、ライト、マイカーナなどを携行する。

(3) 寄港時調査

寄港時においては、非寄港時における調査に加えて、つぎのとおり一層厳重な観測を行なうとともに所要措置をとる。

(1) モニタリングボスト(調査班長の統轄のもとに、当該港湾市の市当局があたる)

原則として、三時間おきに一回巡回し異常値が観測されていた場合には、海水を採取する。

(2) モニタリングボート(調査班長の統轄のもとに、当該港湾海上保安部があたる)

原則として、一日以上所定のコース(寄港時コース)により連続して放射能の水準を測定する。

異常値を観測した場合は、直ちに採水

するとともに、位置標識を投入し、さら

にその状況を把握するためコースを変更して観測を継続する。

(3) の場合

他の放能調査を適宜実施する。また、調査班長は、当該港湾市の市長と協議のうえ、必要に応じ、一定海域への立

ち入り制限等、周辺住民の安全を確保するための措置をとるよう勧告する。

(1) 定期調査

担当機関において全β放射能を測定する

とともに、厚生省および(財)日本分析

化学研究所において特定核種について定

量する。

(2) 非寄港時調査

異常値が認められない場合は、一ヶ月分

の調査結果をとりまとめて報告する。

(3) 寄港時調査

異常の認められない場合は、ボートに

よる調査の後で一日分の調査結果をまとめて報告する。

異常値が観測された場合は、調査班長は、調査結果およびとった措置をその都度報告して、所要の指示を受ける。原子力局長は、この報告を受けた時には、直ちに外務省に通報する。

(4) 報告と発表

なお、必要に応じて調査班長は、前記の措置をとるほか、当該港湾基地の司令官と直接に連絡をとるものとする。

(2) 発表

原子力局長は、各担当機関もしくは調査班長から調査結果等の報告を受けたときは、直ちにその要旨を発表する。

寄港時の調査については、現地におい

ても同時に調査班長から発表する。なお異常値が観測されて発表するにあたっては、とった措置をつけ加える。

測定値 平常値の 3~50倍	持続時間		
	数時間以内	数時間以上	数時間以上
①	②	③	

(1) の場合

モニタリングボスト

担当者が常駐して測定値を継続的に班長に報告するとともに、測定値の変化に応じて海水を採取する。

モニタリングボート

異常値の状況を把握するために、巡回回数を増加して測定を行ない海水を採取する。

採 淀

異常値が測定されてから放射性核種の沈降をまつて、異常値発生海域の海底土

を採取し、(財)日本分析化学研究所に送付する。

(2) の場合

(1) 報 告

①に加えて、現地調査班は当該港湾市の市当局と協力して、港湾内の海産生物の放射能調査を実施する。

調査班長から放射能課長を経由して原

子力局長に報告する。

(1) 定期調査

採取試料の測定および分析は、可及的

速やかに行ない、結果が判明し次第報告する。

(2) 非寄港時調査

異常値が認められない場合は、一ヶ月分

の調査結果をとりまとめて報告する。

(3) 寄港時調査

異常の認められない場合は、ボートに

よる調査の後で一日分の調査結果をまとめて報告する。

異常値が観測された場合は、調査班長は、調査結果およびとった措置をその都度報告して、所要の指示を受ける。原子力局長は、この報告を受けた時には、直ちに外務省に通報する。

(4) 報告と発表

なお、必要に応じて調査班長は、前記の措置をとるほか、当該港湾基地の司令官と直接に連絡をとるものとする。

(2) 発表

原子力局長は、各担当機関もしくは調査班長から調査結果等の報告を受けたときは、直ちにその要旨を発表する。

寄港時の調査については、現地におい

ても同時に調査班長から発表する。なお異常値が観測されて発表するにあたっては、とった措置をつけ加える。